

本市の公共施設の統廃合方針

1 公共施設の統廃合方針

本市では、公共施設の見直しに当たっては、平成23年6月に示した以下の5つの方針を掲げ進めてきた。

【公共施設の見直しについての基本的な考え方（平成23年6月市議会総務文教常任委員会）】

- 1 社会経済情勢の変化に伴い、設置の意義が薄れている施設については、廃止を検討する。
- 2 民間と競合する施設又は民間が提供しているサービスで代替可能な施設については、民間への売却や廃止を含めた施設の在り方を検討する。
- 3 市が所有する他の施設で、代替可能なものについては、統廃合を検討する。
- 4 老朽化が著しく、利用率が低い施設については、廃止を検討する。
- 5 利用者が特定の地域住民に限定されており、市の施設として設置の意義が薄れている施設については、当該地域による管理運営を促進する。

今後さらに公共施設の統廃合を進めて、本市に見合った適正な施設数を保有し将来にわたって維持管理していくため、上記の方針を包含し、新たな公共施設統廃合方針を次のとおり定める。

【新・公共施設統廃合方針】

- 1 社会経済情勢の変化に伴い、設置の意義が薄れている施設や利用率の低い施設は廃止するとともに、民間と競合する施設又は民間サービスで代替可能な施設は民間売却を進める。
- 2 市民サービスの提供において、施設ありきの考え方を改め、ソフト事業の充実に方向転換する。
- 3 市が所有する施設内で、機能転用、複合化が可能なものは積極的に進める。
- 4 利用状況にかかわらず、同種目的施設が複数ある場合は統廃合の対象とし、県及び近隣市の公共施設等を念頭に広域的視野をもって検討する。
- 5 今後のまちづくり政策に重要な施設以外、新規の公共施設は建設しない。ただし、建設する場合にあっても、新規施設面積が集約・複合化前の面積を下回ることを条件とし、併せて民間活力の導入を検討する。
- 6 廃止決定した施設の跡地は、原則、売却または賃貸することとする。
- 7 今後も活用することとした施設は、使用料等を見直すなど受益と負担の適正化を図るとともに、市民ニーズに適応した利用時間等を見直しについても検討する。なお、大規模改修または建替え等の更新時には、機能を維持しながら施設面積の大幅な圧縮を検討する。